

第196回国会 農林水産委員会 第11号
平成30年4月17日（火曜日）

　　本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査（獣医師等に関する件）

○委員長（岩井茂樹君）　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

（略）

○委員長（岩井茂樹君）　農林水産に関する調査のうち、獣医師等に関する件を議題とし、質疑を行います。

　質疑のある方は順次御発言願います。

○進藤金日子君　自由民主党の進藤金日子でございます。

　本日は、獣医師等に関する件についての審議でございますが、冒頭、4月11日に大分県中津市で発生しました土砂災害で犠牲になられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げたいというふうに思います。まだ安否不明の方々がおられるわけでございます。早期に安否が確認されることをまたお祈り申し上げたいというふうに思います。

　さて、加計学園の獣医学部新設に関しましては、連日テレビや新聞で報道され、多くの国民の皆様の間で関心が高まっています。本日は、インターネット中継等を通じて、多くの農林水産関係の方々も本委員会の審議を御覧になっているというふうに思います。私に寄せられている主な声といたしましては、行政内部の文書が時にマスコミ先行で国民にさらされ、そのたびに不信感が募っている、また、小出しに文書が出てくる、こうした事態や疑問に対して、行政は先行してしっかりと説明責任を果たしてほしいといった声があります。

　また、今回の加計学園の件は、国家戦略特区の手続の問題で、一義的には内閣府の問題であり、また獣医学部新設ということでは主体的には文部科学省の問題ではないか、獣医は農林水産省が関係するとは思うけれども、加計学園の件と農林水産省との関係が理解しづらいんだといった声など、様々な声があるわけあります。

　こうした声を踏まえまして、やはり最も大切なことは、行政側には、国民の皆様の不信感を払拭するように、しっかりと説明責任を果たすことが求められているということです。

　本日の審議においては、こうした認識に立って真摯に質疑を進めてまいりたいというふうに思います。

　本委員会においては、農林水産委員会の審議として、私は先ほどの声の中で、主に加計学園の獣医学部新設と農林水産行政との関係に的を絞って質疑を進めてまいりたいというふうに思います。その上で、グローバル化の進展や国民の食の安全、安心への関心の高まりなどを背景として、獣医療政策の在り方についても農林水産省の方針をただしていきたいというふうに思います。

　まずは、4月13日に農林水産省は愛媛県が作成した文書

に関する調査結果を公表し、職員1名が当該文書を保有していたということでございました。こうした結果に対する農林水産省の見解をお聞きしたいと思います。

○副大臣（磯崎陽輔君）　お答え申し上げます。

　今御質問にもありましたように、愛媛県が作成したと言われる文書が報道の方であります、その後、関係省庁にもあるのではないかという話になりまして、内閣官房の方から私どもの方にもその文書の存否について調査するように指示があったわけでございます。これを受けまして、農林水産省で、当該文書の日付以降に勤務する職員について、関係部署に勤務する職員についてヒアリング調査を行った結果、現在、他部署にいる職員が個人的に保有していることが判明をいたしました。したがいまして、その結果について御報告させていただいたところでございます。

　しかし、その一方で、前任者から引き継いだと、その人も担当の前任者から引き継いだということであったわけではございますが、その前任者を含め他の職員がその文書について見た記憶がないと言っておることでございますので、現在のところ、その文書が、その職員が保有していた以外のことについては分からなかったというのが結果でございます。

○進藤金日子君　ありがとうございます。

　今の御答弁だと、その文書は共有はされていないんだと、個人の文書だというような答弁であったかと思います。

　次に、農林水産省の調査によりまして同省内での文書保有が確認されたことが公表されましたけれども、内閣府における調査の状況をお聞きしたいと思います。



○副大臣（田中良生君）　内閣府の調査でありますが、4月10日のこの報道を受けて、官房長官からの御指示も踏まえつつ、梶山大臣からも指示を行いまして、内閣府において報道された文書に関する確認作業、これを行わせたところであります。

　具体的には、対象者全員へのヒアリングを行い、文書について何らかの認識がないかどうか直接確認すると同時に、紙文書、電子ファイル等のいかんを問わず、当該文書の有無について事務局内部全体をくまなく探索を行ったところであります。調査対象者に対する調査を全て終えたところ、現時点では、対象文書自体、紙文書、電子ファイルのいずれについても確認ができなかったものであります。

　今後、新たな事実やまた証言等が得られれば、また必要に応じて速やかに調査を行ってまいりたいと思います。

○進藤金日子君　一応の調査は大体終わったという認識でよろしいんでしょうか。また、これから何かあれば公表していくということでよろしいでしょうか。

○副大臣（田中良生君）　はい、さようございます。

○進藤金日子君　こうした中で、内閣府におかれでは、その

愛媛県作成の文書、あるわけでございますが、これに対する見解をお聞きしたいというふうに思います。.

○副大臣（田中良生君） 御指摘の文書であります、これは、まずは愛媛県が、県が作成したものであります。当該文書の評価については国としてはコメントする立場にはないと考えております。.

昨年も、獣医学部の新設をめぐる省庁間のやり取りが、第三者が加わらずに、当事者の間だけで言った言わないの水掛け論に陥り、これが国民的な疑惑を招く大きな要因となったものと考えております。.

このため、本年3月には、特区の基本方針、これを改正いたしまして、第三者の加わらない省庁間の直接の調整プロセスについても、当事者が合意した議事録の作成など、国家戦略特区制度の透明性を高めるための改革を今実行に移したところであります。.

県の文書管理についてはコメントする立場にはございませんが、政府としては、公表された公文書管理ガイドラインに基づいて、文書の正確性を確保するため、できるだけ相手方に内容を確認するなど、引き続き透明性の向上を図っていく考え方であります。.

○進藤金日子君 今の御答弁、愛媛県作成の文書だということで、政府としては直接コメントする立場のないということでございますけれども、その中身に、内閣府地方創生推進室の次長という、これ組織としての職名が明記されているわけであります。.

国民目線で考えますと、やはり、組織として職名が明記されているというのであれば、それに対する組織としての見解、やっぱりここは明確にするべきじゃないかなと考えますが、副大臣、いかがでしょうか。.

○副大臣（田中良生君） 先ほども御答弁させていただきましたが、まず、この愛媛県が作成した文書に関しては、これに関してはやはり国としてはコメントする立場にないと思います。それと、改めて、やはり当事者が合意した議事録、相手方の、双方のやはり確認というものが必要だと考えております。.

これからも引き続き、こうした透明性の向上を図っていくための公文書管理ガイドライン、これに基づいて対応していくように思っています。.

○進藤金日子君 今の御答弁ありましたけど、やはりしっかりと、名前書いてあるわけですから、それに対する政府の見解、そこは相手方の意見をしっかりと聞く、愛媛県の状況を聞く、そういうことも含めて、やはり組織として名前書かれているわけですから、本当にこれは確認、双方なされてやるべきだというふうに思います。現段階ではまだ確認が取れていらないということだろうと思いますので、その辺についてはしっかりとまた、国民

目線で分かるように、しっかりと見解を述べていただければというふうに思うわけであります。.

時間の関係もありますから、ここで少し視点を変えさせていただきたいというふうに思います。獣医療行政と農林水産省の所掌分野を確認したいというふうに思うわけであります。.

〔委員長退席、理事中泉松司君着席〕.

お手元に資料を配付いたしました。獣医師の活動分野という資料、御覧いただきたいというふうに思います。.

この中で、農林水産省が責任を持つ獣医療分野は、私の資料で赤の楕円形で囲っている産業動物診療というところと、それから公務員の農林水産分野、そして小動物診療の三分野というふうな理解をしているわけでございますが、この事実関係を確認したいと思います。.

○政府参考人（池田一樹君） お答え申し上げます。.

ただいまの委員の御指摘のとおり、農林水産省といたしましては、所管をいたしております獣医療法に基づきまして、産業動物診療獣医師、家畜保健衛生所などの公務員獣医師及び小動物診療獣医師、こういった方々が行う獣医療につきまして、その提供体制の整備を図っているというところでございます。.

○進藤金日子君 ありがとうございます。.

国家戦略特区における獣医学部設置の件は、先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、新たなニーズに対応する獣医学部の設置ということでございました。これは、私の資料で赤丸を付けている、この黒く塗り潰している、その他の分野ということで、この部分は農水省、主体的に責任を持つ医療分野ではないという理解でよろしいんでしょうか。そこを少し確認したいと思いますが、いかがでしょうか。.

○政府参考人（池田一樹君） このその他の分野につきましては、例えば研究であるとか、そういった獣医師免許を必要なない、そういった分野が多く含まれてございます。こういったものにつきましては、獣医療という対象として、私どもとして対象としているわけではありません。.

○進藤金日子君 ありがとうございます。.

農林水産省の調査結果、これ公表されたわけですけれども、その中で、先ほど副大臣からも御答弁ございましたけれども、その文書を保有していた職員の認識、これは大臣の記者会見でもあるわけでございますが、愛媛県作成の文書の内容が獣医師養成系大学の設置に関するものであって、農林水産省の所掌事務とは直接関係ないものと考え、行政文書としての管理は行わずに保有していたというふうに言っているわけであります。獣医師法等を担当する課長補佐級の職員であります。これは所掌事務に最も精通している職員なわけですが、その職員が獣医師養成系大学の設置に関することは農林水産省の所掌事務とは直接関係ないという認識であったわけであります。.

そこでお尋ねしたいんですけども、獣医師養成系大学に関しまして、学部等の新設や増設等を行う場合、これはもう5~2年間行われていないということでございますけれども、これはあくまでも一般論として、農林水産省、これ、具体的



にどのように関与するのか、お聞かせ願いたいと思います。.

○政府参考人（池田一樹君） お答えいたします。

獣医学部の設置でございますが、学校教育法に基づく規制でございまして、文部科学省において対応をされるものと考えてございます。農林水産省といたしましては、文部科学省に対しまして獣医師の就業先など当省が把握をしております情報の提供を行っているというところでございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

今お答えいただきました一般的な対応方針を踏まえまして、今回の国家戦略特区における新たなニーズに対応する獣医学部の設置に関して農林水産省としてのスタンスがどうであったか、お聞かせ願いたいと思います。またあわせて、こうしたスタンスを取った根拠についてお聞かせ願いたいと思います。

○大臣政務官（上月良祐君） 国家戦略特区における獣医学部の設置につきましては、学校教育法に基づく規制につきましては文部科学省の所管、そして国家戦略特区の制度につきましては内閣府の所管ということでございます。

〔理事中泉松司君退席、委員長着席〕

今回の獣医学部の設置の件につきましては、平成28年1月9日の国家戦略特区の諮問会議での取りまとめ文書にもありますように、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するためというふうに承知をいたしております。

農林水産省としましては、国家戦略特区の検討過程におきましては、求めに応じて、獣医師の需給に関し地域によっては産業動物獣医師の確保が困難なところがあることについて一貫して説明をしてきたところでございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

そこで、内閣府にお尋ねいたしたいと思います。

今回、獣医学部の新設に関して、今農水省の御答弁だと、直接的には学校教育法との関係で所掌外との認識であったということなわけですけれども、今回、内閣府、文部科学省、農林水産省の役割分担というものを内閣府としてどのように評価しているのか、また、その中で仮にいろんな面の省庁間の縦割りみたいなことで支障があったとすれば、今後どのようにしていくべきか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（村上敬亮君） お答え申し上げます。

他省庁間の縦割りの支障についてのお尋ねでございますが、必ずしも本件に限らないと思いますけれども、規制改革の基本的な考え方は常に、閣議決定にもございますが、できない理由ではなく、どう実現するかを議論するということでございまして、規制省庁に対して、改革は困難とする正当な理由の説明を適切に行うことを求めるということでやってございます。当然でございますが、規制制度を所管する各省庁、所管分野の範囲の解釈等も含めて、当然調整のプロセスの中では立場が異なる、見解が対立するといったことはいずれの大型の規制改革についてもあり得る話ということでございますけれども、これにつきましては、いかに実現ができるかという観点から常にお話し合いを、省庁間調整をさせていただいて

いるところでございます。.

本件につきましても、真摯な議論の過程で見解が異なることはございましたが、結果的には、規制改革事項の決定につきましても、プロセスを前に進める際には、節目節目で関係大臣が会議に出席し関係省庁間で異論がないことを確認するなど、全て合意の上で関係法令に基づき手続が進められたというふうに考えてございまして、今後とも、他の事例につきましてもそうでございますが、こうしたできない理由を探すのではなく、できない理由を真摯に議論し合いながら次に向けて進んでいくと。また、省庁間の直接のやり取りにつきましては、先ほど副大臣の方からも御答弁したとおり、不透明との御批判もございましたので、今後、見解の相違も含めて、合意済み議事録等を作るなどの透明性の図られた運営を更に特区制度として目指してまいりたいと、このように考えてございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

それでは、農水省にまたお聞きしたいんですけども、農林水産省として獣医師養成系大学の設置に関する自体が所掌外だと、かつ新たなニーズに対応する獣医療分野に関しても農水省として直接的に責任及ばないその他の分野ということであれば、なぜこの愛媛県が作成した文書、農林水産省の担当職員が保持していたのか。当該職員からの聞き取り結果を踏まえて、この点についての農水省の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○副大臣（磯崎陽輔君） 先ほど言いましたように、本件文書を保有していた職員は、異動に際し前任者から文書を受け取ったとしていますが、当該前任者は文書を見た記憶はないとしており、どういう経緯で愛媛県の、今のところ愛媛県の文書とされている文書が農水省にあるかということは、調査の結果は判明しておりません。

いろんなことを推定することはできないことはないとは思いますが、我々やっぱり事実に基づいた答弁をしなければなりませんので、今言ったように、今我々農水省で把握しているのは当該文書が我が省内にあったということだけでございまして、その点は御理解を賜りたいと思います。

○進藤金日子君 今の御答弁ございましたけれども、ここ、今までの中でもちょっと整理させていただきますと、やはり、この獣医師系の養成大学の設置に関する事項に関しては、これ農水省自体は学校教育法に基づく部分については所掌外ということ、これは明らかなんだろうというふうに思います。一方で、国家戦略特区に関するところは、これ主体的には内閣府の所掌事項ということなんだろうというふうに思います。また、新たなニーズに対応する医療分野、これもいろいろ議論はあるんですけども、農水省の責任が直接的に及ばないその他の分野であるということ、ここは事実関係として確認できたんじゃないかなというふうに思います。

一方で、農林水産省は、獣医学部設置に関する手続には主導的に関与しないものの、結果として、産業動物診療等の農林水産省が責任を持つ獣医療分野の獣医師の動向にはこれ関係するわけであります。これに対する農林水産省としての見

解をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（池田一樹君）お答えします。

農林水産省は、産業動物獣医師につきましては、地域によってはその確保が困難なところがあると認識しております、その確保に努めているところでございますが、今回の獣医学部の設置につきましては、平成28年11月9日の取りまとめ文書にもございますように、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するためというふうに承知してございます。

こういうことから、山本前農林水産大臣におかれましては、11月9日、国家戦略特別区域諮問会議におきまして、獣医師の新たな需要に対応した獣医学部新設がなされるのであれば、この前提でございますが、当省としての課題の解決、すなわち産業動物獣医師の確保が困難な地域が現実にあり、こうした地域的課題の解決につながる仕組みとなることを期待をすると御発言をされたものと承知しております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

グローバル化の進展、これ一層進展していくわけでございますが、これはワンヘルス、人だと飼育動物だと野生動物とともに、これらを包含する生態系の健康を一体的に維持すること、これワンヘルスと言っているようなんですが、このワンヘルスの観点から、人と動物の新興・再興感染症、これ新たに起きたり再び起きたりする感染症、新興・再興感染症の侵入、発生リスクの増大に対応した獣医療政策の重要性、本当に今この重要性は増しているんだろうというふうに思うわけです。

こうした状況に鑑みて、この獣医師活動分野における公衆衛生分野だとその他の分野に関しても、これはやはり厚生労働省と農水省とが連携して積極的にこの部分に対応していくべきだというふうに考えるわけですけれども、この辺についての農林水産省の考え方、見解をお聞かせ願いたいと思います。



○大臣政務官（上月良祐君）御指摘のとおり、獣医療分野と公衆衛生等の分野は、人、動物及び環境に関する分野横断的な課題として密接に関係をしてございます。それぞれの分野の獣医師が連携してその解決に向けて取り組むことが不可欠であるというふうに考えております。

例えでございますけれども、抗菌剤が効かない感染症の増加が国際的な大変な重要課題となっている、薬剤耐性対策というのがございます。大変ホットな話題であるということではあります、2016年に関係閣僚会議で決定されましたアクションプランに基づきまして、政府全体で対策に取り組んでいるところでございます。

今後とも、農林水産分野と公衆衛生分野の獣医師が積極的に連携して対応してまいるように、しっかり努めてまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

この私の今お配りした表をまた見ていただきたいんですが、公務員の公衆衛生分野、ここは主には厚生労働省の管轄なんだろうというふうに思うんですが、やはりその他の分野のところですね、これ関係ないということではなくて、今政務官御答弁いただいたように、この部分が、しっかりと厚生労働省と連携していただいて、この部分に農水省の方も責任を持って対応いただきたいというふうに思うわけであります。

そういう中で、平成4年に獣医療法というのが制定されております。これ以降、この法律に基づいて、農林水産省は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針という、これを定めているわけでございまして、そして公表をされております。現行の基本方針は平成22年の8月に策定されたものでありますけれども、産業動物分野を担う獣医師は全体として不足していると、そして公務員分野における獣医療を担う獣医師は供給が偏在するんだというふうに見込んでいるわけであります。これら獣医師の養成、確保を緊急課題というふうに位置付けております。この状況は多分現在も大きくは変わっていないんだろうというふうに思われるわけであります。

私自身としては、岡山理科大学獣医学部、これもう今できているわけであります。この設立に係る経緯については、これは再三申し上げますが、これ政府としてしっかりと説明責任を果たすべきだと、これ極めて重要なことであります、一方で、同大学の獣医学部獣医学科に、これ報道によれば147名、難関突破して入学して、現在、大学生活を送っているわけであります。

これ私事で誠に恐縮なんですが、私の娘も今年の4月から大学生になっておりまして、今通学しているわけでござりますけれども、本件に関して世の中が騒然とする中で、この岡山大学獣医学部の学生、いわゆる加計学園の獣医学部というのは、これ正式名称は岡山理科大学獣医学部でございますから、この岡山理科大学獣医学部の学生の皆様、そして保護者の皆様の心情を思うと、これは複雑なわけであります。私としては、ちょっと他人事とは言い切れない部分があります。

この国家戦略特区の問題は、主に内閣府においてしっかりと説明責任を果たしていただきたいというふうに思います。

そして、同時並行的に、農林水産省におかれでは、獣医療分野の新たな分野、これ先ほども申しましたが、主体的に責任が及ばないということではなくて、先ほども御答弁いただいたように、厚生労働省とも緊密に連携していただいて、責任分担や体制についてしっかりとフォローしていただくようこれ要請申し上げたいというふうに思います。

その上で、是非とも岡山理科大学獣医学部の学生の皆様にこの新たな分野の展望を、民間任せではなくて、これは行政としても示していただくことが重要じゃないかというふうに思ふわけであります。そして、加えて、同大学の獣医学部の学生も含む全国の獣医学系学部だと学科の学生の皆様に対して、不足している産業動物分野だと供給が偏在する公務員分野における獣医療を担う獣医師の育成、確保の方向を含

めて、行政としてこれまで以上に重点化して、しっかりととした展望とともに実効性の高い対策を示していただきたい、これ強く思うわけであります。

そうした文脈の中で、安全な国産畜産物の安定供給に不可欠な適切な獣医療の提供のために、それを担う産業獣医師の確保と質の向上が重要だというふうに考えるわけでござりますけれども、産業動物医師について、これ今不足している、そして一部地域においてその確保が困難になっているんだということがあります。

このことについてどのように要因を分析して、その課題解決についてどのように取り組んでいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（池田一樹君）お答えします。

安全で良質な国産畜産物を安定的に国民の皆様に供給するためには、家畜を健康な状態に保つことが重要でございまして、産業動物獣医師の果たす役割は大きいものと承知をしてございます。

しかしながら、産業動物獣医師につきましては、地域によってはその確保が困難なところがある状況があると認識しております。その要因としては、例えば産業動物分野や公務員分野の獣医師が担っております役割について十分に認識されていないということありますとか、例えばただいまお話をありました学校教育ということであれば、獣医学教育でその意義とかあるいはその魅力について知る機会が少ない、こういったことがあるのではないかと考えてございます。

のために、産業動物獣医師へ就業を志す獣医学学生の皆様方には修学資金を貸与する地域への支援でありますとか、獣医学学生に対する臨床実習への参加の支援、あるいは中堅獣医師の皆様の能力向上を目的とした臨床研修の実施への支援、こういった施策を実施をしているところでございます。

○進藤金日子君 今いろいろな対策を実施しているということでございますが、今御答弁にありましたように、なかなかその産業動物医師が担っている社会的役割について、これ認識されていないんじゃないかというようなことを今言及され

ておられました。

やはり、こういった社会的役割について、獣医学学生に理解を深めていく必要があるんだろうというふうに思います。ここをもう一回深く、どういうふうに考えられているのか、この理解を求めていく必要性について、ここは見解をもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（池田一樹君）お答えをいたします。

獣医学学生の方々についてでございますが、昨年、農林水産省が獣医学学生の皆様に対しまして実施をいたしましたアンケート調査がございます。それによると、入学時における就業の志望分野でございますが、小動物及び動物園動物などの診療、これが約3分の2となっておりまして、産業動物獣医師の活動分野でございます産業動物診療あるいは農林水産分野の公務員は、合算いたしましても1割強の水準という状況にあります。また、このアンケートの調査では、入学後ですが、就業志望分野が変化した学生につきまして、その契機となった出来事についてもお尋ねをしておりますが、その上位として、実習やインターンシップを通じて、あるいは講義を通じてというふうになっているところでございます。

こういったことを踏まえまして、農林水産省といたしましては、職員による獣医学学生に対する講義、あるいは獣医学学生に対しまして農業共済診療施設などの臨床実習、都道府県の家畜保健衛生所等での行政体験研修、こういったことを実施しているところでありますが、平成30年度からはその枠を大幅に拡充をしてございまして、こういったことによりまして、産業動物獣医師への就業誘導を更に強力に推進してまいりたいと考えてございます。

○進藤金日子君 そういったことにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

時間が参りましたので、私の質疑、終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

（以下略）

【委員会配付資料】

獣医師の活動分野

獣医師が活動する様々な分野

① 産業動物診療

家畜や家きん（産業動物）の診療に従事

② 公務員

家畜伝染病の予防やまん延防止などの農林水産分野、食肉検査などの公衆衛生分野、動物の愛護・管理などに従事

③ 小動物診療

犬、猫等のペットの診療に従事

④ その他の分野

大学の教員、動物用・人体用医薬品の開発、海外技術協力などに従事

⑤ 獣医師に従事しない者（無職含む）

（単位：人）

活動獣医師		平成28年	割合(%)
	産業動物診療	4,270	11.0
公務員	農林水産分野	3,409	8.7
	公衆衛生分野	5,430	13.9
	その他	511	1.3
	小動物診療	15,330	39.3
その他	その他の分野	5,586	14.3
	小計	34,536	88.6
	獣医師に従事しない者（無職含む）	4,449	11.4
合計		38,985	100.0

【農林水産省調べ】

出典)農林水産省の資料を基に
進藤金日子事務所で作成

自由民主党・こころ
参議院議員 進藤金日子 提出資料
平成30年4月17日 参議院農林水産委員会